

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第2項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月24日
【会社名】	トーア再保険株式会社
【英訳名】	The Toa Reinsurance Company, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松 永 祐 明
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田駿河台三丁目6番地の5
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役社長 松永 祐明は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備および運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備および運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日の2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。なお、当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、金額的および質的影響ならびにその発生可能性を考慮して必要な範囲を決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、連結で各事業拠点の正味収入保険料の金額が高い拠点から合算していき、その合計が連結正味収入保険料の概ね三分の二に達する事業拠点に、質的に重要な事業拠点を加えた本社と米子子会社の2事業拠点を「重要な事業拠点」としました。

なお、「重要な事業拠点」選定の指標については、各事業拠点の事業活動の規模を反映する正味収入保険料とすることが適切と判断しました。

選定した重要な事業拠点について、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目として正味収入保険料、正味支払保険金、諸手数料及び集金費、再保険貸借、外国再保険貸借、支払備金、責任準備金、有価証券、利息及び配当金収入、売買目的有価証券運用損益、有価証券売却損益、有価証券評価損およびその他有価証券評価差額金の計上に至る業務プロセスを評価の対象としました。

さらに、評価範囲として選定した重要な事業拠点に係らず、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスとして、税務プロセスを重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効と判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。